

一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経歴を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

式による申請書に戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経歴を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

第五條 小型船舶法施行規則の一部改正
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(添付書類)</p> <p>第三條 第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第三條 第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 個人にあつては、戸籍抄本</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第六條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十三條 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者が個人である場合は、次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>六 (略)</p>	<p>第十三條 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者が個人である場合は、次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p> <p>六 (略)</p>

(公有水面埋立法施行規則の一部改正)

第七條 公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年運輸省・建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三條 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>二 十二 (略)</p>	<p>第三條 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 個人にあつては、戸籍抄本</p> <p>二 十二 (略)</p>

第八條 鉄道事業法施行規則の一部改正
 (鉄道事業法施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業の許可申請)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 十三 (略)</p> <p>三 四 (略)</p>	<p>(事業の許可申請)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 十三 (略)</p> <p>三 四 (略)</p>

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十八号
 道路運送車両法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十号)の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七十五条の六第二項の規定を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日
 国土交通大臣 石井 啓一

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第一條 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十八号様式の三（証票）（第五十一条の三関係） （真）</p> <p>（道路運送車両法抜粋） 第63条の4（略）</p> <p>第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑 第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （真）</p> <p>（道路運送車両法抜粋） 第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>2 当該職員は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>3・4（略） 第110条（略）</p>	<p>第十八号様式の三（証票）（第五十一条の三関係） （真）</p> <p>（道路運送車両法抜粋） 第63条の4（略）</p> <p>第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。</p> <p>(3) 第63条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑 第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （真）</p> <p>（道路運送車両法抜粋） 第100条 当該行政庁は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>2 当該職員は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>3・4（略） 第110条（略）</p>
<p>（自動車型式指定規則の一部改正）</p> <p>第二条 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	
<p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p>

九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の取消し

ロ 第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3・4 (略)
(届出等)

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三〜五 (略)	(略)	(略)	(略)

第十一条 (略)

(立入検査をする職員の身分を示す証票)

第十二条 法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。

第十三条 (略)

九 第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力が停止され、共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3・4 (略)
(届出等)

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 指定を受けた自動車の製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三〜五 (略)	(略)	(略)	(略)

第十一条 (略)

(新設)

第十二条 (略)

第五号様式 (証票) (第十二条関係)

(表)

9センチメートル	第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 道路運送車両法第75条の6第2項の 検 査 員 証 年 _____ 月 _____ 日 発行 年 _____ 月 _____ 日 限りの有効 国土交通大臣 印	4センチメートル 写 真 3センチメートル

(裏)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

(装置型式指定規則の一部改正)

第三条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第四条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第七号及び第八号を除く。)を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し

ロ 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という。)の型式についての指定の取消し

ヘ 第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3 (略)

第十三条 (略)

(立入検査をする職員の身分を示す証票)

第十四条 法第七十五条の六第二項の証票は、第六号様式による。

第十五条 (略)

第四条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第七号及び第八号を除く。)を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 第十一条の規定により指定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という。)の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3 (略)

第十三条 (略)

(新設)

第十四条 (略)

第六号様式(証票)(第十四条関係)

(表)

9センチメートル	4センチメートル 写 真	3センチメートル 検 査 員 証 年 月 日 発行 年 月 日 日限の有効	第 号 官職 氏名 年 月 日生
	国土交通大臣 印		

(裏)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第四条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し</p> <p>ロ 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という。)の型式についての指定の取消し</p> <p>ニ 第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し</p> <p>ヘ 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(立入検査をする職員の身分を示す証票)</p> <p>第十四条 法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 第十一条第一号の規定に該当して指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という。)の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十四条 (略)</p>

第五号様式 (証票) (第十四条関係)

(表)

9センチメートル	<p style="text-align: center;"> 第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 道路運送車両法第75条の6第2項の 検 査 員 証 年 _____ 月 _____ 日 発行 年 _____ 月 _____ 日 限りの有効 国土交通大臣 印 </p>	<p style="text-align: center;"> 4センチメートル 写 真 3センチメートル </p>

(裏)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

1 (施行期日)
(経過措置)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第十八号様式の三及び第二十二号様式による証票とみなす。

○環境省令第十六号

環境省設置法(平成十一年法律第百一十号)第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

平成二十九年六月十五日

地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

改正前

第三条 (総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務)
総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第三条 (総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務)
総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一十九 (略)
二十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関する事(東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く)。

一十九 (略)
二十 (新設)

二十一 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という)第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事(東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く)。

(新設)

二十二 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関する事(東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く)。

(新設)

二十三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事(東北地方環境事務所に限る)。

(新設)

2 (略)

2 (略)

第四条 (廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務)
廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第四条 (廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務)
廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一十 (略)
十一 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関する事(放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く)。

一十 (略)
十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という)第十六条に基づく報告の受理に関する事(放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く)。

十二 放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務

十二 放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務

第十二号(略)
第十二号(略)
第十三号(略)
第十四号(略)
第十五号(略)
第十六号(略)
第十七号(略)
第十八号(略)
第十九号(略)
第二十号(略)
第二十一号(略)
第二十二号(略)
第二十三号(略)
第二十四号(略)
第二十五号(略)
第二十六号(略)
第二十七号(略)
第二十八号(略)
第二十九号(略)
第三十号(略)
第三十一号(略)
第三十二号(略)
第三十三号(略)
第三十四号(略)
第三十五号(略)
第三十六号(略)
第三十七号(略)
第三十八号(略)
第三十九号(略)
第四十号(略)
第四十一号(略)
第四十二号(略)
第四十三号(略)
第四十四号(略)
第四十五号(略)
第四十六号(略)
第四十七号(略)
第四十八号(略)
第四十九号(略)
第五十号(略)

第十二号(略)
第十三号(略)
第十四号(略)
第十五号(略)
第十六号(略)
第十七号(略)
第十八号(略)
第十九号(略)
第二十号(略)
第二十一号(略)
第二十二号(略)
第二十三号(略)
第二十四号(略)
第二十五号(略)
第二十六号(略)
第二十七号(略)
第二十八号(略)
第二十九号(略)
第三十号(略)
第三十一号(略)
第三十二号(略)
第三十三号(略)
第三十四号(略)
第三十五号(略)
第三十六号(略)
第三十七号(略)
第三十八号(略)
第三十九号(略)
第四十号(略)
第四十一号(略)
第四十二号(略)
第四十三号(略)
第四十四号(略)
第四十五号(略)
第四十六号(略)
第四十七号(略)
第四十八号(略)
第四十九号(略)
第五十号(略)

第六号(略)
第七号(略)
第八号(略)
第九号(略)
第十号(略)
第十一号(略)
第十二号(略)
第十三号(略)
第十四号(略)
第十五号(略)
第十六号(略)
第十七号(略)
第十八号(略)
第十九号(略)
第二十号(略)
第二十一号(略)
第二十二号(略)
第二十三号(略)
第二十四号(略)
第二十五号(略)
第二十六号(略)
第二十七号(略)
第二十八号(略)
第二十九号(略)
第三十号(略)
第三十一号(略)
第三十二号(略)
第三十三号(略)
第三十四号(略)
第三十五号(略)
第三十六号(略)
第三十七号(略)
第三十八号(略)
第三十九号(略)
第四十号(略)
第四十一号(略)
第四十二号(略)
第四十三号(略)
第四十四号(略)
第四十五号(略)
第四十六号(略)
第四十七号(略)
第四十八号(略)
第四十九号(略)
第五十号(略)

第六号(略)
第七号(略)
第八号(略)
第九号(略)
第十号(略)
第十一号(略)
第十二号(略)
第十三号(略)
第十四号(略)
第十五号(略)
第十六号(略)
第十七号(略)
第十八号(略)
第十九号(略)
第二十号(略)
第二十一号(略)
第二十二号(略)
第二十三号(略)
第二十四号(略)
第二十五号(略)
第二十六号(略)
第二十七号(略)
第二十八号(略)
第二十九号(略)
第三十号(略)
第三十一号(略)
第三十二号(略)
第三十三号(略)
第三十四号(略)
第三十五号(略)
第三十六号(略)
第三十七号(略)
第三十八号(略)
第三十九号(略)
第四十号(略)
第四十一号(略)
第四十二号(略)
第四十三号(略)
第四十四号(略)
第四十五号(略)
第四十六号(略)
第四十七号(略)
第四十八号(略)
第四十九号(略)
第五十号(略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

環境大臣 山本 公一